

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）第 47 条第 1 項の規定に基づき，所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）を指定したので，同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 12 日

旭川市長 今 津 寛



- 1 推進法人の所在地及び名称
旭川市西神楽 2 線 1 6 号 2 7 8 番地の 3
特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽
- 2 推進法人の事務所又は営業所の所在地
旭川市西神楽 2 線 1 6 号 2 7 8 番地の 3

(担当)

地域振興部地域振興課

電話 25-6212